埋葬料（費）の請求について（在職者）

埋葬料

被保険者が死亡したとき、その者により生計を維持していた者で、埋葬を行う者に対して一律50,000円と埋葬料付加金50,000円が支給されます。

※生計を維持していた者とは、被保険者により生計の一部でも維持されていればよく、健康保険の被扶養者・同居・親族でなくてもよいとされています。

埋葬費

上記「埋葬料」の支給を受けるべき者がいない場合は、埋葬を行った者に対して、埋葬料（50,000円）の範囲内で埋葬に要した費用の額が支給されます。

提出書類

① 埋葬料（費）請求書

請求書内に事業主の証明を受けて提出して下さい。

② 生計同一証明書　※埋葬料を請求する場合で以下の該当者のみ提出

死亡した被保険者の被扶養者となっていなかった方が「埋葬料」を請求する場合は、第三者（事業主）の証明を受けて提出して下さい。

③ 埋葬に要した費用の領収明細書（原本）　※埋葬費を請求する場合のみ提出

※埋葬に要した費用とは、葬儀代、霊柩車代、火葬（埋葬）代、葬式の供物代、僧侶への謝礼、祭壇一式料など。葬式の際の飲食代や香典返しの費用は含まれません。

※埋葬費は埋葬料（５万円）の範囲内で支給されますので、５万円を超える領収明細書が１枚あれば、その領収明細書のみの提出で構いません。

※領収明細書は、埋葬料請求者に発行されたものを提出して下さい。

提出締め･支給日

請求書は、毎月１５日（休日の場合はその前日）に締め切ります。
給付金は、毎月末日（休日の場合はその前日）に支給いたします。
但し、資格確認書（健康保険証）などをお持ちの方で未返却の場合や書類の不備・審査によって、支給が遅れる場合があります。

提出ルート

請求者 → 事業所健保窓口（給与厚生担当課） → JSR健保

注意点

- 死亡の原因が、業務上・通勤途上による場合は、労働者災害補償保険（労災保険）からの給付の対象となるため、健康保険から埋葬料（費）は支給されません。
- 死亡の原因が交通事故など第三者の行為による場合で、第三者から埋葬料等に相当する賠償がある場合は、健康保険から埋葬料（費）は支給されません。
- 埋葬料は、死亡日の翌日から起算して２年を経過すると、時効となり請求できなくなりますので、ご注意下さい。
- 埋葬費は、埋葬を行った日の翌日から起算して２年を経過すると、時効となり請求できなくなりますので、ご注意下さい。

ＪＳＲ健康保険組合　給付担当　℡：059-345-8004　内線：227-3121

(R6.12)